

災害事例

労働安全衛生コンサルタント 山口好孝

突然のびっくりー

いや、ぎっくりー腰!

電気工事を業とするT社（労働者数約15人）で働くAさん（59歳）は、電気工事士として約40年、ベテランとして毎日を頑張っている。

◎労働災害発生状況

連日の快晴の下、Aさんら3人は顧客先での工事を予定どおり終了すると、小型トラックに乗って午後5時頃に帰社した。そして早速、荷台の工所用資材、廃材等を降ろす事にして、Aさんらは共同で近くにある倉庫内へ運び入れつつ整理・整頓をしていたが、そんな作業のときに、倉庫の前横にビニールシートをかぶせて置いてある荷物に気付いた。シートをめくってみると、工事出張中に

わゆるぎっくり腰により休業約3カ月になったのである。

◎発生原因と対策

①コイル状（ドーナツ状）の重量物を一人作業で抱えて行ったこと。物品の抱え運搬等をす



約40kgのコイル状のものを一人で抱え上げたこと自体が相当に無理な作業方法であったといえるが、経験と体力に自信のあるAさんは運べるものと過信したのである。重量物の抱え運搬では、腰だけをなく背部等の骨格筋等を痛める例が散見されており、従って、取り扱う際に「これ位なら……」

と無理をすることのないように心掛けよう。

なお、平成25年6月に改訂された「職場における腰痛予防対策指針」では、以下のように示されているので、作業時には留意しよう。（ア）満18歳以上の男子労働者が人力でのみ取り扱う物の重量は、体重のおおむね40%以下となるよう努める。同女子労働者では、さらに男性が取り扱うことのできる重量の60%位までとすること。（イ）右の（ア）の重量を超える重量物取り扱いの場合、適切な姿勢にて身長差の少ない2人以上で行うこと。

②事業者として、重量物取り扱いに係る腰痛予防の管理が不十分であったこと。

つまり、電気工事においては、重量のある資材等の取り扱いが相応にあるものであるから、腰痛予防のため、前記腰痛指針を踏まえた作業の周知さらには腰痛に関する危険感受性アップのための

自主的な教育（KYT等）の実施について不十分であったといえるのである。「指針内容に関する問い

合わせは、所轄の監督署又は、当基準協会まで」
 ※労働安全衛生法第24条 事業者は、労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講ずること。
 ※職場における腰痛予防対策指針（H25年6月18日、基発0618第1号）の項目。

- (1) 重量物取扱い作業
- (2) 立ち作業
- (3) 座り作業
- (4) 福祉・医療分野等における介護・看護作業
- (5) 車両運転等の作業

ぎっくり腰を起こしてみてビックリするに違いない。かくも我が腰はもろかったのか、と。考え、そして実践しよう。体の要たる「腰」を痛めないためには、どうあるべきかを。

（Y2X労働安全衛生コンサルタント事務所長）